

製品プラスチック再商品化実証事業について

1. 事業実施の目的

プラスチック資源収集量の拡大等を図るため、プラスチック資源循環促進法が施行され、市区町村による製品プラスチックの分別収集と再商品化の仕組みが構築されたことに加え、令和5年10月に大分市清掃事業審議会から「製品プラスチックの再商品化など資源循環の促進につながる新たなごみ減量施策を検討する必要がある」との答申をいただきましたことから、本市における製品プラスチックの再商品化事業の実施について検討することといたしました。

本事業を実施することにより得られたデータ等をもとに、製品プラスチックの分別収集と再商品化を実施するにあたり必要となる業務や費用等を把握することで、本市にとって最適な事業を構築するための検討材料とするとともに、環境負荷の増減、費用対効果、市民負担の状況などを検証し、それらを総合的に勘案する中で今後の方向性を検討してまいります。

2. 事業実施地区及び実施時期

- ①実施地区
- ・ 陽光台自治区 (11ステーション、405世帯)
 - ・ 徳島自治区 (6ステーション、488世帯)
 - ・ 王子町自治区 (6ステーション、330世帯)
 - ・ かたしま台自治区 (11ステーション、497世帯)
- ②実施時期 令和6年9月～11月 (ごみの収集)

3. 事業の概要

2パターンに分けてプラスチック使用製品廃棄物(以下「製品プラ」という。)の排出・収集・運搬・組成分析・再商品化を行う。

(1) 実施地区において、指定した収集日(4週に1回)に排出された製品プラを収集

- ①実施地区 陽光台自治区、徳島自治区、王子町自治区
- ②収集日・頻度 ・「スプレー缶・蛍光管等」の収集日に実施
・ 地区ごとに9月から計3回実施
- ③収集対象物 製品プラのうち、原材料の全部がプラスチックで、プラ以外のものが付着、混入していない一辺の長さが50センチメートル未満のもの
- ④搬入場所 収集物の組成分析委託業務受託者が指定する場所
- ⑤収集体制 収集運搬委託業務受託者において実施
- ⑥再商品化 ケミカルリサイクル又は材料リサイクル

(2) 実施地区において、既存の資源プラスチック(以下「資源プラ」という。)収集日に製品プラの一部である軟質のプラスチック(以下「軟質プラ」という。)を資源プラと同一の袋で収集するとともに、別途指定した収集日に排出された軟質プラ以外の製品プラを収集

- ①実施地区 かたしま台自治区
- ②収集日・頻度 ア. 資源プラ・軟質プラは「資源プラ」の収集日に9月13日から計12回(毎週1回)
イ. 軟質プラ以外の製品プラは「スプレー缶・蛍光管等」の収集日に10月から計3回実施(4週間に1回)
- ③収集対象物 製品プラのうち原材料の全部がプラスチックで、プラ以外のものが付着、混入していない一辺の長さが50センチメートル未満のもの
ア. 資源プラと一緒に分別・収集する軟質プラは次に掲げるもの(28種)等
雨合羽、網戸の網、浮輪・浮き袋、カセットテープのテープ、カラオケのテープ、クリアファイル、クリーニングのビニール袋、湿布離型フィルム、指定収集袋、修正テープ、ストロー、ナイロン袋、荷造り紐、ネガフィルム(フィルム、ネガ)、ネット袋、バラ(食材の仕切り)、ビーチマット、PPバンド(梱包用バンド)、ビデオテープのテープ、ビニールクロス、ビニールシート、ビニール袋、ビニールふろしき、リペイドカード、ポリ手袋、ポリ袋、ラップ、ロープ等
イ. 上記アに掲げる軟質プラ以外の製品プラ全部
- ④搬入場所 収集物の組成分析委託業務受託者が指定する場所
- ⑤収集体制 ア. 資源プラ・軟質プラは直営収集で実施
イ. 軟質プラ以外の製品プラは収集運搬委託業務受託者において実施
- ⑥再商品化 ア、イともにケミカルリサイクル又は材料リサイクル

4. 今後のスケジュール(案)

- 令和6年7月～8月 住民説明会
9月～11月 実証事業
11月～12月 住民の方にアンケートを依頼
令和7年1月～2月 分析

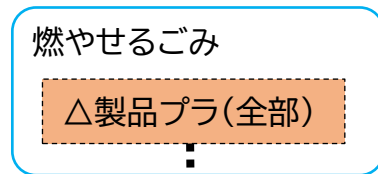
製品プラスチック再商品化実証事業

分別・排出パターン（1）

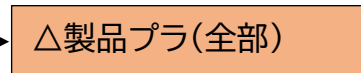
製品プラ（全部）を4週に1回分別収集

- ・ 陽光台自治区
- ・ 徳島自治区
- ・ 王子町自治区

（既存）毎週2回収集



（新規）4週に1回収集



収集・運搬 (業務委託)

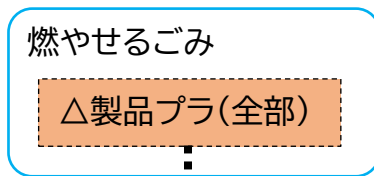
選別及び
組成分析調査 (業務委託)

再商品化 (業務委託)

分別・排出パターン（２）

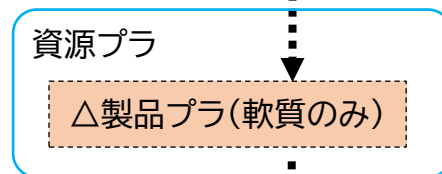
軟質製品プラを資源プラと一緒に分別収集（毎週）
併せて、軟質以外の製品プラを４週に１回分別収集
・かたしま台自治区

（既存）毎週２回収集



分別

（既存）
毎週１回収集



（新規）
４週に１回収集



収集・運搬業務
（職員対応・
清掃業務課）

収集・運搬
（業務委託）

選別及び
組成分析調査
（業務委託）

選別及び
組成分析調査
（業務委託）

再商品化
（業務委託）

再商品化
（業務委託）

『製品プラスチック分別回収実証事業』へのご協力をお願いします

本実証事業は、現在、燃やせるごみである「プラスチック製品（資源プラを除く）」を、資源物として分別・回収することが可能であるか。また、市民の分別の分かりやすさと、効率的な回収・再資源化の仕組みを検討するために実施します。市民の皆さま方には、大変お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

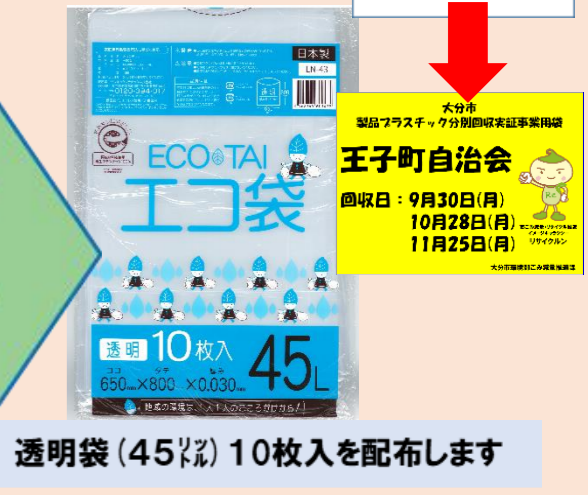
取組期間は、
9月～11月25日(月)
スプレー缶・蛍光灯等の日に
別々に出してください。

回収日は、令和6年9月30日(月)・10月28日(月)・11月25日(月)の3日間
従来の資源プラとは別に「製品プラスチックのみ」を分別・回収します！
配布した透明袋(45ℓ×10枚)に「ステッカー(10枚)」を貼付して出してください。

11月26日(火)以降は、
実証事業前の通り、
製品プラスチックは
燃やせるごみに
出してね！



＜対象となる製品プラスチックの例＞
プラスチックだけでできているもので金属の部品や電池類などが含まれないもの。
透明袋(45ℓ)に入る大きさと、1辺の長さが50cm未満のもの



資源プラの日へ



【本実証事業に関すること】大分市環境部 ごみ減量推進課 (☎097-537-5687)

本実証事業は、現在、燃やせるごみである「プラスチック製品(資源プラを除く)」を、資源物として分別・回収することが可能であるか。また、市民の分別の分かりやすさと、効率的な回収・再資源化の仕組みを検討するために実施します。市民の皆さま方には、大変お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

『製品プラスチックの出し方』

10月 ごみ出しマナーアップ推進月間							11月 不法投棄防止強化月間						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5						1	2
		スプレー缶 蛍光灯等	可燃物	資源プラ	古紙・布類							資源プラ	古紙・布類
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
可燃物	ペットボトル	缶・びん	可燃物	資源プラ			可燃物	ペットボトル	缶・びん	可燃物	資源プラ		
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16
可燃物			可燃物	資源プラ	古紙・布類		可燃物			可燃物	資源プラ	古紙・布類	
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
可燃物	ペットボトル	缶・びん	可燃物	資源プラ			可燃物	ペットボトル	缶・びん	可燃物	資源プラ		
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30
可燃物	スプレー缶 蛍光灯等	不燃物	可燃物				可燃物	スプレー缶 蛍光灯等	不燃物	可燃物	資源プラ	古紙・布類	

令和6年10月 1日(火)
10月29日(火)
11月26日(火)

従来の資源プラと軟質プラ以外の製品プラスチックを分別し配布した透明袋(45%)にステッカーを貼って、スプレー缶・蛍光灯等の日にしてください。
(※スプレー缶等は混ぜないように！)

11月27日(水)以降は、実証事業前の通り、製品プラスチックは燃やせるごみに出してね！

『軟質プラスチックの出し方』

9月							10月 ごみ出しマナーアップ推進月間							11月 不法投棄防止強化月間								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5							1	2	
可燃物	スプレー缶 蛍光灯等	不燃物	可燃物	資源プラ	古紙・布類				スプレー缶 蛍光灯等	不燃物	可燃物	資源プラ	古紙・布類								資源プラ	古紙・布類
8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9		
可燃物	ペットボトル	缶・びん	可燃物	資源プラ			可燃物	ペットボトル	缶・びん	可燃物	資源プラ			可燃物	ペットボトル	缶・びん	可燃物	資源プラ				
15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16		
可燃物			可燃物	資源プラ	古紙・布類		可燃物			可燃物	資源プラ	古紙・布類		可燃物			可燃物	資源プラ	古紙・布類			
22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23		
可燃物	ペットボトル	缶・びん	可燃物	資源プラ			可燃物	ペットボトル	缶・びん	可燃物	資源プラ			可燃物	ペットボトル	缶・びん	可燃物	資源プラ				
29	30						27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30		
可燃物							可燃物	スプレー缶 蛍光灯等	不燃物	可燃物				可燃物	スプレー缶 蛍光灯等	不燃物	可燃物	資源プラ	古紙・布類			

令和6年9月13日(金)～11月29日(金)
資源プラの回収日と『同一回収日』の12日間
従来の『資源プラ』と『軟質プラ』を一緒にして配布した透明袋(45%)にステッカーを貼って出してください。

11月30日(土)以降は、実証事業前の通り、軟質プラスチックは燃やせるごみに出してね！

<対象となる製品プラスチックの例>

プラスチックだけでできているもので金属の部品や電池類などが含まれないもの。
透明袋(45%)に入る大きさで、1辺の長さが50cm未満のもの

プラスチック製 容器包装(資源プラ)

製品プラスチック(実証事業期間中回収するもの)

歯ブラシ・ブラシ類

透明袋(45%) 10枚入2セット



<対象となる軟質プラスチックの例>

配布する透明袋(45%)に資源プラ(☑)とマークと一緒に入れて資源プラの日にごみステーションへ出してください

<回収できない物の例>

それぞれの出し方は家庭ごみ分別事典、ホームページ等をご覧ください。

45%の透明袋に入らないもの。

プラスチック製 容器包装(資源プラ)



ビニールシートなどの大きい物や、テープやロープなど長い物は50cm以内に切って出してね！
ご協力よろしくお願いたします。